

相馬市議会規則第一号

相馬市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月四日

相馬市議会議長

杉本智美

相馬市議会会議規則の一部を改正する規則

相馬市議会会議規則（昭和五十四年相馬市議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 議員の派遣（第百六十五条）」を「第七章 協議又は調整を行うための場（百六十五条）」

に、「第八章 補則（第百六十六条）」を「第九章 補則（第百六十七条）」に改める。

第百六十六条を第百六十七条とする。

第八章を第九章とする。

第七章中第百六十五条を第百六十六条とする。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第百六十五条 法第百条第十二項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
 - 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
 - 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。
- 附則の次に次の別表を加える。

別表（第六十五條關係）

名称	広報広聴委員会
目的	議会の広報及び広聴に関する協議
構成員	広報広聴委員会委員
招集権者	委員長

附 則

この規則は、令和八年六月十七日から施行する。